

令和元年度いきものウォッチング委託事業募集要項

1 趣旨

生物多様性の多くの恵みによって、生物の生命と私たちの生活が支えられています。しかししながら、宅地開発等人間活動による危機、里地里山の喪失など人間活動の縮小による危機、人間によって持ち込まれた外来種等による危機、さらには地球温暖化による危機など生物多様性の危機が進行しています。

私たちの生活が生物多様性の恵みに支えられていることについてあまり認識されていないことや、生物に関する基本的な知識や認識が不足していることが、生物多様性を脅かす大きな要因になっています。

そこで県では、生物多様性保全の重要性について理解の促進を図ると共に、県内の生物多様性の現況を把握することを目的に、身近ないきものを対象にした県民参加型のいきもの調査（以下「いきものウォッチング」という。）を実施します。

2 発注方法

本事業は、企画提案書をNPO等から公募する提案競技方式により、事業実施主体を選定します。

3 委託事業の内容

いきものウォッチング委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 応募資格

原則として、次の基準を満たす団体とします。

- (1) 特定非営利活動法人、公益社団法人若しくは公益財団法人等の非営利活動法人又はボランティア活動など社会貢献活動を行う法人格を持たない非営利団体であること。
- (2) 公益の増進に寄与する活動を行っていること。
- (3) 県内に主たる事務所があり、原則として1年以上の活動実績（応募しようとする事業と関連する活動）があること。ただし、新規結成団体の場合は、1年以上の活動実績を有する者が複数在籍すること。
- (4) 10人以上の構成員があること。
- (5) 専従職員（有給又は無給の別は問わない。）がいること。又は、常時連絡が取れるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
- (6) 本事業終了後も、今回応募する事業の目的遂行のために、継続して活動を続ける見込みがあること。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (8) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

- 号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 委託予定団体数及び委託金額

(1) 委託予定団体数 3団体

(2) 委託金額 1団体当たり30万円以内（税込）

※ただし、予算の範囲内で調整することがあります。

6 事業実施期間

契約の日から令和2年1月末まで

7 応募期限及び方法

(1) 応募期間

令和元年7月26日（金）17：00まで（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案競技参加申込書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

ウ 団体調書（様式3）

エ 定款又はこれに代わるもの写し

オ 事業報告書及び収支計算書（直近1ヶ年分）（様式任意）

カ 役職員名簿（様式4）

キ 事業費積算書（様式5）

ク 団体目的等についての確認書（様式6）※任意団体のみ提出

ケ 誓約書（様式7）

(3) 応募方法

下記応募先に1部郵送又は持参してください。

応募に必要な書類の作成に要した経費や郵送料等、応募に係る経費は全て応募者の負担となります。

なお、提出された書類は返還しません。

(4) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式8）を提出してください。

(5) 問い合わせ及び応募先

大分県生活環境部自然保護推進室自然保護班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-3022
FAX 097-506-1749
e-mail a13070@pref.oita.lg.jp

8 委託先の決定

(1) 選考方法

委託先は、書類審査を経て決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準（着眼点）
応募資格	・応募資格を満たしているか。
企画趣旨	・公募の趣旨に合致した提案か。
事業効果	・事業実施による効果が期待できるか。
実現可能性	・提案は実現可能か。（方法、期間、人的体制、活動実績等）
予算	・予算は概ね妥当か。上限を下回っているか。

(3) 選考結果

選考結果は、提案のあった全ての団体に文書でお知らせします。

(4) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

- ア 実施計画書等に虚偽の記載がある場合
- イ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ウ その他、募集要項に違反した場合

9 委託契約締結に当たっての留意事項

委託先に決定した団体と県との間で委託契約を締結します。

(1) 契約締結の前に、受託団体の提案をもとに、自然保護推進室と打ち合わせを行います。その際、協議の上で事業内容を一部変更する場合もあります。

なお、事業の実施に当たり、法令の許認可手続が必要なものは、受託団体において、確実に手続を行い、許可書等の写しを県に提出してください。

(2) 委託契約の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費（旅費交通費、通信運搬費、印刷消耗品費、賃借料、謝金、保険料、人件費（本事業に係るものに限る。）、委託費（本事業の一部を委託するものに限る。）、その他雑費等）で、領収書等で確認できるものが対象となります。

なお、本事業と直接関係のない通常の運営費（受託団体のメンバーによる会合等の飲食費、定期会報の発行、人件費等）及び受託団体の財産取得となる備品購入は原則として認めません。

※備品とは、耐久年数が長く、長期間にわたり形状を変えずに繰り返し使用できるも

のをいいます。

- (3) 契約の手続は、大分県契約事務規則の規定に基づいて行います。
- (4) 委託料の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとしますが、受託団体の状況によって事前に概算払いすることがあります。
- (5) 受託団体は、県の承認を得ずにその業務を一括して他者に再委託することはできません。

10 事業報告

受託団体には、実績報告を事業完了後速やかに提出していただく予定です。また、実績報告書提出時に、経費証拠書類の写しを添付していただきます。

なお、事業実施経費について、収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、関係書類を5年間保存する必要があります。

11 事業実施状況の公表

本事業の実施状況や成果を県のホームページ等で公開します。